

大

別添 1

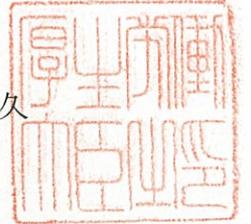
厚生労働省発基安0724第6号

平成27年7月24日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として、ナフタレン及びナフタレンを含有する製剤その他の物（以下「ナフタレン等」という。）並びにリフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を追加すること。

第二 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第三 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等を追加すること。

#### 第四 適用除外

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者を選任すべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこと。

#### 第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

#### 第六 施行期日等

##### 一 施行期日

この政令は、平成二十七年十一月一日から施行すること。

##### 二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加

1 ナフタレンをその重量の一パーセント以上含有する製剤その他の物を、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物に追加すること。

2 リフラクトリーセラミックファイバーをその重量の一パーセント以上含有する製剤その他の物を、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物に追加すること。

二 名称等の通知の対象となる物の範囲の改正

リフラクトリーセラミックファイバーをその重量の〇・一パーセント以上含有する製剤その他の物を、譲渡又は提供時に名称等を通知しなければならない物とすること。

三 健康管理手帳を交付する業務の要件の改正

屋内作業場等において、一・二―ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）による印刷機その他の設備の清掃の業務に従事していた労働者に係る健康

管理手帳の交付要件を、当該業務に二年以上従事した経験を有することとする。

## 第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

### 一 特定第二類物質の追加等

1 ナフタレン及びナフタレンをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「ナフタレン等」という。）を特定第二類物質に追加し、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の規定を適用すること。

2 リフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を管理第二類物質とし、特化則の規定を適用すること。

### 二 ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る適用除外業務

1 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務については、特化則の規定を適用しないこと。

- (一) 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。）  
(二) において同

じ。）から試料を採取する業務

(二) 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等

に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

(三) 液体状のナフタレン等を常温で取り扱う業務（一）及び（二）に掲げる業務を除く。）

2 リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち、リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）については、特化則の規定を適用しないこと。

三 ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業環境測定の実施等

事業者は、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業場については、これらの空気中の濃度の測定等を行うものとする。

#### 四 健康診断の実施等

1 事業者は、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務

に常時従事させている労働者、又は従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、業務の経歴の調査及び作業条件の簡易な調査のほか、次の表の上欄に掲げる業務ごとに次の表の下欄に掲げる項目について、雇入れの際等及びその後六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

業務	項目
ナフタレン等を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 ナフタレン等による眼の痛み等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査</li> <li>二 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</li> <li>三 尿中の潜血検査</li> </ul>
リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査</li> <li>二 リフラクトリーセラミックファイバー等によるせき、たん等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査</li> </ul>

2

事業者は、1の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査のほか、次の表の上欄に掲げる業務ごとに次の表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行うものとする。

	三 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 四 胸部のエックス線直接撮影による検査
業務 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う業務	項目 医師が必要と認める場合は、尿中ヘモグロビンの有無の検査、尿中の一―ナフトール及び二―ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査
リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務	医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原K

## 五 作業環境測定記録等の保存期間等

事業者は、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、作業及び健康診断の結果に係る記録については、三十年間保存するものとする。また、事業を廃止する際にはこれらのうち一定の記録を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

## 六 リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置

1 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場の床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除するものとする。

2 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱若しくは

L-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査、かくたん喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

耐火の措置を講ずる作業又はリフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱若しくは耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破碎等の作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離するとともに、当該労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣（以下「保護具等」という。）を使用させるものとする。

3 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破碎等の作業に労働者を従事させるときは、リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずるとともに、当該作業を行う作業場所に、リフラクトリーセラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えるものとする。

4 労働者は、事業者から保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用するものとする。

### 第三 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 施行期日等

#### 一 施行期日

この省令は、平成二十七年十一月一日から施行すること。

## 二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。